

別表2 (地域活性化関連法案)

省庁名	法案名	概要	備考
内閣官房	構造改革特別区域法の一部を改正する法律案	経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法附則第2条の規定に基づく検討の結果を踏まえて内閣総理大臣に対する構造改革特別区域計画の認定申請の期限を5年間(平成24年3月31日まで)延長する等の措置を講ずるとともに、地方公共団体、民間事業者等の提案に基づく規制の特例措置の整備等を行う。	日切れ扱い
内閣官房	地域再生法の一部を改正する法律案	地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を推進するため、地域再生協議会の設置及び地域における再チャレンジ支援の促進のための寄附に対する税制上の措置等について定める。	日切れ扱い
厚生労働省	雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案	人口減少下において労働者の意欲と能力に応じた就業機会の確保等を図るため、青少年の応募機会の拡大、外国人労働者の適正な雇用管理の推進等のために必要な措置を講ずるとともに、雇用情勢の特に厳しい地域及び雇用創造に向けた市町村等の意欲が高い地域に支援を重点化すること等所要の改正を行う。	予算関連
農林水産省	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流の促進による農山漁村の活性化を図るため、地方公共団体が作成する活性化計画に係る制度を創設するとともに、当該計画の実施のための交付金を交付する措置等を講ずる。	予算関連
経済産業省	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案	中小企業の事業活動の促進及び地域経済の活性化を図るため、地域に存在する特産物、観光資源等の地域産業資源を活用して事業活動を行う中小企業を支援するための措置を講ずる。	予算関連
経済産業省	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案	産業集積の有する機能が地域経済の活性化に果たす役割をかんがみ、地方公共団体が行う産業集積の形成及び活性化に関する計画的な取組を効率的かつ効果的に推進するための措置を講ずることにより、地域経済の自立的発展の基盤の強化を図る。	予算関連
国土交通省	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案	都市機能の高度化及び居住環境の向上を図るため、国土交通大臣による民間都市再生事業計画の認定を申請することができる期限の延長、防災街区整備地区計画の区域内において建築物の容積を配分する制度の創設、市町村による国道又は都道府県道の管理の特例措置の拡充等を行う。	日切れ扱い
国土交通省	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案	地域公共交通の活性化及び再生を総合的、一体的かつ効率的に推進するため、主務大臣による基本方針の策定、地域の関係者の協議を踏まえた市町村による地域公共交通総合連携計画の作成、地域公共交通特定事業の実施に必要な関係法律の特例のほか、複数の旅客運送事業に該当し、同一の車両又は船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する新地域旅客運送事業の円滑化を図るための鉄道事業法に係る事業許可の特例等について定める。	予算関連
国土交通省	広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律案	広域的な地域活性化のための基盤整備を推進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、都道府県が作成する広域的な地域活性化基盤整備計画に基づく民間拠点施設整備事業計画の認定制度及び拠点施設関連基盤施設整備事業等の実施に要する経費に充てるための交付金制度の創設等の措置を講ずる。	予算関連